



静岡県住宅供給公社

Shizuoka-ken Jutaku Kyokyu Kousha

東部支所 TEL(055)920-2271
 東部支所富士出張所 TEL(0545)55-2817
 住宅サービス課 TEL(054)255-4824
 西部支所 TEL(053)455-0025
 営業時間 8:30~17:15(土・日曜日・祝日を除く)

収入の再認定について

県営住宅では、収入の変動は1年単位で後年の家賃に反映されますので、家賃変更は原則行っておりませんが、出生・死亡・離婚や、離職等による急激な収入減少などで生活に困窮する場合は年の途中でも家賃の見直しをします。

まずは、[窓口]で手続きと[必要な書類]を確認してください。

書類の提出後に審査が行なわれ、認められた場合は受付日の翌月から家賃の見直しを行います。

【窓口】

内容	①世帯員が出生、転出、死亡、離婚	②契約者が離婚で転出又は死亡	③新たに同居したい者がいる	④離職、定年退職、経済や業績の悪化により収入が減少
県営住宅所在地				
熱海市、伊東市	静岡県住宅供給公社 東部支所 ☎055-920-2271			熱海土木事務所 ☎0557-82-9191
御殿場市、小山町、沼津市、三島市、裾野市、函南町、清水町、長泉町				沼津土木事務所 ☎055-920-2226
富士市、富士宮市	静岡県住宅供給公社 東部支所富士出張所 ☎0545-55-2817			富士土木事務所 ☎0545-65-2246
静岡市	静岡県住宅供給公社 住宅サービス課 ☎054-255-4824			静岡土木事務所 ☎054-286-9346
焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町				島田土木事務所 ☎0547-37-5273
磐田市、袋井市、掛川市、菊川市	静岡県住宅供給公社 西部支所 ☎053-455-0025			袋井土木事務所 ☎0538-42-3294
浜松市、湖西市				浜松土木事務所 ☎053-458-7284

【提出書類(必要な書類)】

内容	①世帯員が出生、転出、死亡、離婚	②契約者が離婚で転出又は死亡	③新たに同居したい者がいる	④離職、定年退職、経済や業績の悪化により収入が減少	
提出書類等					
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅入居者等異動届[書類5] ・収入認定に対する意見書[書類7] ・各添付書類 「県営住宅入居者等異動手続きについて」をご覧ください。 ・②契約者が離婚で転出又は死亡した場合は入居承認の手続きが必要になりますので住宅供給公社へお問い合わせください。 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅同居承認申請書[書類6] ・収入認定に対する意見書[書類7] ・各添付書類 「県営住宅同居承認手続きについて」をご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入認定に対する意見書[書類7] ・各添付書類 退職 退職証明書、雇用保険被保険者離職票 転職 転職前後の給与明細書等 所得大幅減※ 大幅減前後の給与明細書等

※<所得大幅減>基本給の大幅な減少によるものが対象です。
 残業手当等の減などは対象となりません。

収入認定に対する意見書

年 月 日

静岡県知事様

住宅名	団地 棟 号室
入居者氏名	
電話番号	

次のとおり、収入の認定額を更正してください。

同居者の変動

内容

収入の変動

内容

その他の理由()

内容

備考 所得証明書その他の意見の理由及び内容を証明する書類を添付してください。